

公共調達 の適正化について(平成18年8月25日付け財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びに所在地	契約を締結した日	契約の相手方の氏名及び住所	随意契約によることとした条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
新Famiポート投票券販売システムに関するリース契約	独立行政法人日本スポーツ振興センター	平成18年10月1日	東京都江東区豊洲一丁目1番1号	企画提案書を公募の上、同社が選定されたスポーツ振興投票の実施に関する経営管理業務及び情報システム開発運用管理業務の一環となる契約であり、契約の相手方は他に存在せず、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項の規定「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。	-	¥104,144,040	-	0	
	理事長 雨宮 忠		日本ユニシス株式会社						
	東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号		代表取締役社長 柗井 勝人						
スポーツ振興投票の実施に関する情報システム(決済先連携カード追加システム開発作業等機能追加)開発業務注文書	独立行政法人日本スポーツ振興センター	平成18年10月1日	東京都江東区豊洲一丁目1番1号	企画提案書を公募の上、同社が選定されたスポーツ振興投票の実施に関する経営管理業務及び情報システム開発運用管理業務の一環となる契約であり、契約の相手方は他に存在せず、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項の規定「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。	-	¥299,567,257	-	0	
	理事長 雨宮 忠		日本ユニシス株式会社						
	東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号		代表取締役社長 柗井 勝人						
災害共済給付オンライン請求システムに係る機能強化	独立行政法人日本スポーツ振興センター	平成18年10月13日	東京都港区三田一丁目4番28号	本件は、現行システムの運用に影響を与えないこと、現行システムとの完全な互換性の確保及び平成19年度からのシステム運用が可能となることが重要な条件であり、本システムの開発、運用及び保守を実施している業者に委託することによりシステムの安定稼働が可能となることから、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項の規定「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。	-	¥84,994,350	-	0	
	理事長 雨宮 忠		NECネクサソリューションズ株式会社						
	東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号		代表取締役執行役員社長 淵上 岩雄						
スポーツ振興投票業務に係る投票券販売システムの改修等(BIG改修)	独立行政法人日本スポーツ振興センター	平成18年10月26日	東京都品川区東品川二丁目3番11号	当該システムにおいて、改修等を行うことが可能な者は、著作権を有する株式会社ジェイティービー以外存在せず、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項の規定「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。	-	¥9,427,950	-	0	
	理事長 雨宮 忠		株式会社ジェイティービー						
	東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号		代表取締役社長 佐々木 隆						
会計監査人との監査契約	独立行政法人日本スポーツ振興センター	平成18年11月6日	東京都千代田区霞ヶ関三丁目2番5号	独立行政法人通則法第40条の規定により、文部科学大臣から独立行政法人日本スポーツ振興センターの会計監査人としてみず監査法人が選定されたため。よって、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。	-	¥16,275,000	-	0	
	理事長 雨宮 忠		みず監査法人						
	東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号		理事長 片山 英木						
平成18年度食に関する指導支援資料の作成	独立行政法人日本スポーツ振興センター	平成18年11月20日	広島県広島市中区大手町二丁目11番10号	企画競争の結果、内容の最も優れた業者と契約を締結するものであり、契約の相手方は他に存在せず、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項の規定「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。	-	¥8,700,000	-	0	企画公募
	理事長 雨宮 忠		株式会社NHKちゅうごくソフトプラン						
	東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号		代表取締役 倉本 耕治						
健診システムのサーバ機ハード等の更新	独立行政法人日本スポーツ振興センター	平成18年11月22日	東京都千代田区外神田四丁目14番1号	本システムは開発業者である同社が著作権を保有しているため、内容を公開することはきわめて困難であることから、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項の規定「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。	-	¥7,925,400	-	0	
	理事長 雨宮 忠		株式会社日立メディコ						
	東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号		東京第一サービス部長 倉本 耕治						
totoお客様センター運営時間の延長対応	独立行政法人日本スポーツ振興センター	平成18年11月28日	東京都渋谷区代々木二丁目6番5号	totoお客様センター運営業務に直接関連して、既存の施設・器具体制等を用いて運営時間の延長対応を行う関連契約であり、既に履行中の契約者以外の者に履行させることは不利であることから、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項の規定「競争に付することが不利と認められる場合」に該当するため。	-	¥1,020,728	-	0	
	理事長 雨宮 忠		株式会社もしもしホットライン						
	東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号		代表取締役社長 高木 尚二						
スポーツ振興投票の実施における機器及びプログラム並びにサービス等の取引に関する契約(年末年始システムメンテナンス分)	独立行政法人日本スポーツ振興センター	平成18年12月1日	東京都江東区豊洲一丁目1番1号	企画提案書を公募の上、同社が選定されたスポーツ振興投票の実施に関する経営管理業務及び情報システム開発運用管理業務の一環となる契約であり、契約の相手方は他に存在せず、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項の規定「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。	-	¥13,195,261	-	0	
	理事長 雨宮 忠		日本ユニシス株式会社						
	東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号		代表取締役社長 柗井 勝人						
toto携帯サイトの開発(5次開発)	独立行政法人日本スポーツ振興センター	平成19年1月5日	東京都港区西新橋二丁目7番4号	本件の追加開発は、イーバンクシステム株式会社が著作権を保持し、ソース等の詳細情報が公開されていないコンテンツ変換技術を使用する必要があり、追加開発が可能な者は、イーバンクシステム株式会社以外に存在せず、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項の規定「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。	-	¥7,882,875	-	0	
	理事長 雨宮 忠		イーバンクシステム株式会社						
	東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号		代表取締役社長 吉野 眞						

物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びに所在地	契約を締結した日	契約の相手方の氏名及び住所	随意契約によることとした条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
スポーツ情報サービス事業—ITプロモーション事業スポーツコード・ストリームの購入	独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 雨宮 忠 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号	平成19年1月5日	東京都品川区北品川四丁目7番35号 有限会社フィットネスアポロ社 代表取締役 比佐 仁	日本において、スポーツコード・ストリームを販売し、当該ソフトウェアのサポートサービスを実施しているのは、オーストラリアのスポーツテック社の日本における総代理店である有限会社フィットネスアポロ社のみである。よって、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項の規定「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。	—	¥1,627,500	—	0	
筋形態計測支援システムのサーバ機能移設に係る業務委託	独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 雨宮 忠 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号	平成19年1月22日	東京都千代田区外神田四丁目14番1号 株式会社日立メディコ 東京第一サービス部長 細谷 秀世	本システムについては、開発業者である株式会社日立メディコが、ソフト仕様について著作権を保有している。そのため、本システムの技術的内容を公開することは許さないこととされている。よって、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項に規定する「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。	—	¥2,940,000	—	0	
災害共済給付掛金収納システムに係る機能強化	独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 雨宮 忠 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号	平成19年1月22日	東京都港区三田一丁目4番28号 NECネクサソリューションズ株式会社 代表取締役執行役員社長 淵上 岩雄	本システムの改修に当たっては、現行システムの運用に影響を与えないこと、現行システムとの完全な互換性の確保が重要な要件である。現行システムのインフラ、ネットワーク等の環境設定、認証形態、システム内容の詳細等を十分に理解し、短期間の中で改修作業を実施しなければならぬことから、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。	—	¥11,476,500	—	0	
国立スポーツ科学センター館内映像DBシステムソフトウェアの構築に係る業務委託	独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 雨宮 忠 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号	平成19年1月29日	神奈川県横浜市都筑区東山田二丁目14番42号 有限会社クロスエッジ・システムズ 代表取締役 渡辺 敦	平成16年度委託研究における委託先であり、本システムの原型となるデータベースサーバ環境の構築及びプロトタイプ製作を行い、映像スリーミング記憶技術についても精通しており、本件の作業を実施するに当たり、様々な専門的技術及び経験等を有している。	—	¥4,200,000	—	0	
2007年シーズン（社）日本プロサッカーリーグ公式試合情報の取得の契約	独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 雨宮 忠 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号	平成19年2月1日	東京都新宿区榎町7番地 大日本印刷株式会社 商印事業部第4営業本部部長 岡田 俊彦	Jリーグの公式試合の進行状況及び情報をリアルタイムに取得し、その情報を正確に提供できるのは、Jリーグスコアボードのみであり、その契約相手方は当該システムの製作元である大日本印刷株式会社以外に存在せず、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項の規定「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。	—	¥5,250,000	—	0	
スポーツ振興パートナーシップ契約（2007年シーズン）	独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 雨宮 忠 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号	平成19年2月1日	東京都文京区本郷三丁目10番15号 株式会社ジェイリーグエンタープライズ 代表取締役社長 豊島 吉博	Jリーグのロゴ、公式映像等を使用してスポーツ振興投票の制度広報等を行うため、契約相手方は社団法人日本プロサッカーリーグの代理人である株式会社ジェイリーグエンタープライズ以外に存在せず、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項の規定「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。	—	¥210,000,000	—	0	
totoクレジットカード決済運用業務	独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 雨宮 忠 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号	平成19年2月1日	東京都品川区東品川二丁目3番11号 株式会社ジェイティービー 代表取締役社長 佐々木 隆	クレジットカード決済に伴う個人情報等のセキュリティ上、業務に使用するシステムの運用が可能なのは株式会社ジェイティービーに限定され、他に競争相手が存在しないことから、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項の規定「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。	—	¥5,082,000	—	0	
スポーツ振興投票業務に係る投票券販売システムの改修等（miniBIG開発等）	独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 雨宮 忠 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号	平成19年2月5日	東京都品川区東品川二丁目3番11号 株式会社ジェイティービー 代表取締役社長 佐々木 隆	当該システムにおいて、改修等を行うことが可能な者は、著作権を有する株式会社ジェイティービー以外に存在せず、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項の規定「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。	—	¥20,638,800	—	0	
遺伝子解析業務の委託	独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 雨宮 忠 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号	平成19年2月19日	神奈川県横浜市鶴見区末広町一丁目1番43号 株式会社DNAチップ研究所 代表取締役社長 松原 謙一	遺伝子解析が学術的に有効な結果となるには、高精度かつ高い成功率を有し、妥当性及び再現性があることが必須となり、DNAチップの開発及び販売、委託業務並びに委託統計作業までを一貫して委託することで学術的にも有効な信頼性の高い解析結果を得ることができる。当該相手方は一連の開発、販売及び作業を一貫して行っている国内唯一の企業であることから、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。	—	¥3,045,000	—	0	
toto携帯サイトの開発（6次開発）	独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 雨宮 忠 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号	平成19年2月26日	東京都港区西新橋二丁目7番4号 イーバンクシステム株式会社 代表取締役社長 吉野 眞	本件の追加開発は、イーバンクシステム株式会社著作権を保持し、ソース等の詳細情報が公開されていないコンテンツ変換技術を使用する必要がある。追加開発が可能なのは、イーバンクシステム株式会社以外に存在せず、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項の規定「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。	—	¥22,766,625	—	0	

物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びに所在地	契約を締結した日	契約の相手方の氏名及び住所	随意契約によることとした条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
心拍間変異分析機能付加速度脈拍計の購入	独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 雨宮 忠 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号	平成19年2月27日	東京都千代田区神田小川町二丁目2番7号 株式会社スポーツスタイル 代表取締役 佐藤 信幸	メデコア社製心拍間変異分析機能付加速度脈拍計(SA-3000P)を取り扱っている国内唯一の代理店は、株式会社スポーツスタイルのみである。よって、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。	—	¥1,600,200	—	0	
toto事業の広告宣伝(平成18年4月～12月分)	独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 雨宮 忠 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号	平成19年2月28日	東京都中央区築地一丁目13番1号 株式会社アサツー ディ・ケイ 代表取締役社長 長沼 孝一郎	企画提案書による提案競技の上、同社が選定されたtoto事業における広告宣伝業務の一環となる契約であり、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項の規定「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。	—	¥1,436,767,264	—	0	
スポーツ振興投票の実施における情報処理システム開発運用業務に関するリース契約	独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 雨宮 忠 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号	平成19年3月1日	東京都江東区豊洲一丁目1番1号 日本ユニシス株式会社 代表取締役社長 柗井 勝人	企画提案書を公募の上、同社が選定されたスポーツ振興投票の実施に関する経営管理業務及び情報システム開発運用管理業務の一環となる契約であり、契約の相手方は他に存在せず、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項の規定「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。	—	¥997,285,485	—	0	
Jリーグのラジオ実況中継番組の提供	独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 雨宮 忠 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号	平成19年3月1日	神奈川県川崎市中原区小杉町一丁目403 かわさき市民放送株式会社 代表取締役社長 嶋田 明哉	該当するラジオ実況中継番組を放送するのは、かわさき市民放送株式会社のみであり、他に競争相手が存在しないことから、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項の規定「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。	—	¥3,400,000	—	0	
toto携帯サイトの保守	独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 雨宮 忠 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号	平成19年3月1日	東京都港区西新橋二丁目7番4号 イーバンクシステム株式会社 代表取締役社長 吉野 眞	本業務の実施に当たっては、イーバンクシステム株式会社が著作権を保持し、ソース等が公開されていないコンテンツ変換技術の詳細情報が必要であり、履行可能な者は、イーバンクシステム株式会社以外に存在せず、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項の規定「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。	—	¥5,801,250	—	0	
totoオフィシャルサイトの運用	独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 雨宮 忠 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号	平成19年3月1日	東京都中央区築地一丁目13番1号 株式会社アサツー ディ・ケイ 代表取締役社長 長沼 孝一郎	企画提案書による提案競技の上、同社が選定されたtoto事業における広告宣伝業務の一環となる契約であり、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項の規定「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。	—	¥22,454,250	—	0	
超高感度高精細カラーハイスピードカメラの購入	独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 雨宮 忠 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号	平成19年3月9日	東京都千代田区三番町8番7号 株式会社ナックイメージテクノロジー 代表取締役 植木 謙一	機種選定の要求要件を満たしているのは、MEMRECAM fx K4(株式会社ナックイメージテクノロジー社製)であり、当該機器は、関東地区の国公立機関に関しては代理店を設定せず、製造会社が直接販売・修理対応を行っている。よって、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。	—	¥9,975,000	—	0	
健診システムの一部改修	独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 雨宮 忠 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号	平成19年3月16日	東京都千代田区外神田四丁目14番1号 株式会社日立メディコ東京支店 支店長 近藤 直己	健診システムについては、開発業者がソフト仕様について著作権を保有しており、本システムの技術的内容を公開することはきわめて困難である。よって、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。	—	¥1,470,000	—	0	
非侵襲心拍出量計の購入	独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 雨宮 忠 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号	平成19年3月23日	東京都文京区本郷一丁目33番8号 旭光物産株式会社 代表取締役 佐伯 宏人	日本においてフィジオフローlab-1を販売しているのは、日本におけるマナテック社の総代理店である旭光物産株式会社のみである。よって、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。	—	¥3,654,000	—	0	
toto事業の広告宣伝(平成19年2月～3月分)	独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 雨宮 忠 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号	平成19年3月31日	東京都中央区築地一丁目13番1号 株式会社アサツー ディ・ケイ 代表取締役社長 長沼 孝一郎	企画提案書による提案競技の上、同社が選定されたtoto事業における広告宣伝業務の一環となる契約であり、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項の規定「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。	—	¥705,543,539	—	0	

(注1)公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

(注2)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

※予定価格及び落札率の欄の「—」は、同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。